

議案第 20 号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 11 月 26 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

一般職の職員の期末手当の支給率の引下げを踏まえ、常勤特別職の期末手当の支給率の引下げを行うため、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 18 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 222.5」を「100 分の 207.5」に改める。

第 2 条 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 207.5」を「100 分の 215」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 (期末手当)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 省略</p>
<p>第2条による改正 (期末手当)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 省略</p>